

マイクロチップを挿入したら ～飼い主さんをお願いしたいこと～

- ・ 30日以内に環境省の登録サイトで登録手続きをしてください。
- ・ 手続きをすると交付される「マイクロチップ登録証明書」は、大切に保管してください。狂犬病予防注射時、トリミングサロン、ドッグランなどの利用時に提示が必要となる場合があります。
- ・ 犬や猫を譲渡するときは「マイクロチップ登録証明書」も渡す必要があります。

手続き方法

【準備するもの】

- ・ 獣医師が発行したマイクロチップ装着証明書
又は前の所有者から渡されたマイクロチップ登録証明書
- ・ 登録手数料（オンライン400円、紙1,400円+払込手数料）



オンライン（スマホなど）申請が難しい場合、紙申請もできます。
振込用紙とセットになっている申請書を、
指定登録機関（日本獣医師会）：**03-6384-5320**に電話し取り寄せてください。

～マイクロチップの登録以外に必要なこと～

お住まいの市町村は
マイクロチップ登録制
度（狂犬病予防法の
特例制度）※に
参加していますか？

はい

マイクロチップの登録完了により市町村へ自動的にデータ
送信されるため、**市町村での登録手続きは不要**です。

いいえ

マイクロチップの登録データが市町村へ送信されないため、
市町村での**新規登録又は変更届が必要**です。
詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※特例に参加している市区町村は、上記登録用サイト内「ダウンロード」ページで確認できます。